

令和5年 7月 6日

川崎市議会議長 青木功雄様

高津区在住者

ほか 31名

高津区久末市営住宅5号棟及び6号棟駐輪場設備復旧に関する
陳情

陳情の要旨

令和3年に久末団地自治会長から市役所宛て要望書が提出されているが、そこに記載の高津区久末市営住宅5号棟及び6号棟には、駐輪場設備が設置されていた。しかし、5・6号棟のリノベーション工事による工事車両の出入り便宜のために、一旦撤去された。そして、工事終了後に駐輪場は復旧されることなく、現在に至っている。

今までに一度も市役所担当課から説明がなされていないが、なぜ5・6号棟には駐輪場が工事終了後も復旧されないのかを御説明願いたい。

なお、説明に当たっては、補足資料として工事計画書と完工証明の開示を求める。前者には、工事を行うに当たって既設の駐輪場の処理方法が記載されていなければならない。また後者には、工事終了に当たって完成したことの証明が必須で、これがなくては担当業者への支払承認ができないからで、工事関係者にとってはいずれも大変重要な書類である。

以上が久末市営住宅5・6号棟の駐輪場復旧を陳情する要旨である。

陳情の理由

駐輪場は別添図のように棟ごとに設置されている。駐輪場が撤去されたままの5・6号棟の入居者は、自転車を入り口階段近くに放置せざるを得ない。これは歩行に支障を来し、子供や老人にとって危険な状況を招いている。

時には自転車のカバーが風雨で飛ばされることもあり、また他の棟の駐輪設備を使用しようとして住民同士のトラブルにもなっている。1階入居者は前面に自転車が放置され、それが不審者の足場に悪用されるのではと防犯上の心配をしている。この状況は団地内の出来事だけにとどまらず、道路交通法の自転車の保管義務に違反する法的な問題でもある。本年6月30日には久末交番の警察官が午後12時50分頃パトロールを行い、区役所へ連絡を行っている。

これらのトラブルは、撤去された駐輪場が復旧されないことが原因であると容易に判断できる。長期間にわたって駐輪場が復旧されなかった5・6号棟には既設の駐輪場跡地があり、駐輪場設置に必要とされるスペースは十分にある。

このように駐輪場の使用は、安全を願う大半の住民の要望である。

この状況を御理解いただき、久末市営住宅5・6号棟に駐輪場を復旧願いたく、安全を最優先に早期の問題解決を陳情いたします。